

## 「技術提案」作成の注意点

総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により、徳島県電子入札システムでは、平成29年7月1日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため、総合評価（技術提案）申請書（様式4（その2））の標準様式をワードファイルに変更しています。

平成29年7月1日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は、**PDF形式に変換**して申請してください。

なお、技術提案をワードファイルで作成した場合も、なるべく**PDF形式にて提出**するようにしてください。

## 技術提案

工 事 名：道路改築工事

評価項目	「社会的要請への対応」に関する技術提案及び施工計画の適切性等
技術提案項目	生活環境に配慮するための騒音・振動対策及び低土被り区間の掘削時における安全対策について
<p>当該トンネルは、終点坑口近傍に民家が近接していることから、トンネル掘削時及び残土運搬時の騒音と振動から住民の生活環境を保全することが欠かせない。</p> <p>また、起点側坑口から No. 65 付近や終点側坑口付近では、低土被り区間であることからトンネル掘削時における突発的な変位が発生することが考えられ、切羽や地山斜面などの崩落を予防することが求められている。</p> <p>このことを踏まえ、次の項目について、技術提案を行うこと。</p> <p>I 近接する民家への騒音対策および振動対策に関すること</p> <p>II 低土被り区間の掘削時における切羽、天端、地山等の挙動の観察や計測に関すること</p>	
具 体 的 な 施 工 計 画	
<p>上記2項目について、以下の内容をそれぞれ記述すること。</p> <p>①技術提案の概要</p> <p>②施工方法の適切性（具体的工法，主要機械及び設備，施工管理方法等を記述）</p> <p>③効果的な創意工夫</p> <p>④技術的な裏付け（過去の施工実績等，具体的かつ技術的な根拠を記述）</p> <p>※1 評価項目「上記技術提案の実現性，有効性を確認するための施工計画の適切性等」については，①の内容が適切な項目に対する②～④の記載内容で評価する。</p> <p>※2 1項目につき，3提案まで記載可能とする。</p> <p>記述に当たっては，（様式4（その2））を使用し，A4版3枚（3ページ）以内で提出すること。</p>	

## 技術提案

（1枚目、2枚目、3枚目）←該当しないものは消すこと。

共同企業体名： \_\_\_\_\_

次の工事について、この申請書の内容と同等の又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名： 道路改築工事

評 価 項 目	「社会的要請への対応」に関する技術提案及び施工計画の適切性等
---------	--------------------------------

### 技 術 提 案 及 び 具 体 的 な 施 工 計 画 等

- I 近接する民家への騒音対策および振動対策に関すること
- ①技術提案の概要
- ②施工方法の適切性（具体的工法，主要機械及び設備，施工管理方法等を記述）
- ③効果的な創意工夫
- ④技術的な裏付け（過去の施工実績等，具体的かつ技術的な根拠を記述）
- II 低土被り区間の掘削時における切羽，天端，地山等の挙動の観察や計測に関すること
- ①技術提案の概要
- ②施工方法の適切性（具体的工法，主要機械及び設備，施工管理方法等を記述）
- ③効果的な創意工夫
- ④技術的な裏付け（過去の施工実績等，具体的かつ技術的な根拠を記述）

※A4版に記述するものとし，枚数は**3枚（3ページ）**までとする。

※記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

## 技術提案

（1枚目、2枚目、3枚目）←該当しないものは消すこと。

共同企業体名： \_\_\_\_\_

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名： **道路改築工事** ←※工事名が間違っていないか確認を！

評価項目	「社会的要請への対応」に関する技術提案及び施工計画の適切性等
技術提案及び具体的な施工計画等	
<p>&lt;記述上の留意点&gt;</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>特に技術提案を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の<b>文字の大きさの規格は10.5ポイント以上</b>とする。</p> <p>なお、「記述枠」の規格値は<b>縦21.0cm、横17.0cm以内</b>とし、<b>55行以内</b>で規格値以内の「記述枠」内に<b>アンダーラインを使用しない</b>で記述することとし、アンダーラインを使用して記述した箇所については、評価の対象としないので注意すること。</p> <p>また、執行機関での印刷結果において、以下の項目に一つでも該当する場合は、「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <b>文字の大きさが明らかに10.5ポイントを下回る場合</b></li> <li>② <b>「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から5mmを超えて大きい場合</b></li> <li>③ <b>「記述枠」内に56行以上の記述がある場合</b></li> <li>④ <b>A4版でない場合</b></li> <li>⑤ <b>指定の枚数を超えて記述している場合</b></li> </ul> <p>注1：手書きの場合も同様とする。</p> <p>注2：文字のうち、写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題、図表等と一体とみなすことができる名称等、また、英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">&lt;記述枠：縦21cm×横17cm以内に制限&gt;</p>	

※A4版に記述するものとし、枚数は**3枚（3ページ）**までとする。

※A4版**1枚（1ページ）**に記入し、記述する文字に**アンダーライン**を使用しないこと。